

罪狀	總計		處刑者		合計	
	十六年	十七年	十六年	十七年	十六年	十七年
	計	計	計	計	計	計
軍人哨兵ヲ罵詈シ及ヒ侮慢ス	16	17	16	17	16	17
徵兵歸休兵豫備後備兵徵召ノ期ニ後ル	16	17	16	17	16	17
死刑	842	1133	842	1133	842	1133
徒刑	732	1100	732	1100	732	1100
懲役	857	1388	857	1388	857	1388
禁錮	56	104	56	104	56	104
罰金	170	285	170	285	170	285
拘留	150	210	150	210	150	210
科料	93	147	93	147	93	147
棒鎖	43	65	43	65	43	65
合計	1677	2552	1677	2552	1677	2552

表中罪狀ハ大抵刑法ノ節目ニ據ル但シ一節ノ中ト雖モ罪狀甚殊ナリテ統計上區分ヲ要スベキモノハ尙ホ其内譯ヲ舉グ即チ謀殺、毆打、創傷等ノ諸節ノ如シ刑名ハ新舊法ヲ比照シ其刑期ニ從ヒ懲役ヲ徒刑或ハ重懲役ニ合載ス内亂ニ關スル被告人ノ内重懲役ノ欄ニ記スル者ハ禁錮ニ處シタル者ナリ又十六年重禁錮ノ五人ハ強盜罪ト併發シ一ノ重キ強盜罪ヲ以テ處斷シタル者ナリ

棒鎖ノ總計ニ女一人アルハ暗室ニ處シタル者ナリ

其他ハ無罪、免訴、全免、減等無科棄却、消滅ヲ云フ

本表載スル所ノ外清國上海駐劄領事ノ處斷ニ係ル被告人十六年ハ男廿一人女二人十七年ハ男二十一人アリ又十七年合計中×印ヲ附スル者ハ刑法第百二條ニ依リ附加刑ノミヲ言渡シタル人員ヲ算入ス此人員合セテ九人ナリ

第二百八十 重罪被告人對審及闕席ニ係ル者ノ件數人員

種目	前年ノ件	本年受理各條		合計	前年	本年	合計
		檢察官ノ請求	豫審判事ノ判決				
對審	95	107	114	221	117	118	235
闕席	84	117	114	231	163	113	276
總計	179	224	228	452	280	231	511

第二百八十一 對審裁判重罪被告人罪狀及言渡區分

罪目	前年ノ件	本年受理各條		合計	前年	本年	合計
		檢察官ノ請求	豫審判事ノ判決				
兇徒聚衆ノ罪	1	1	1	3	1	1	2
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪	1	1	1	3	1	1	2
囚徒逃走ノ罪	1	1	1	3	1	1	2
往來通信ヲ妨害スル罪	1	1	1	3	1	1	2
貨幣ヲ偽造スル罪	4	5	5	14	2	2	4
官印ヲ偽造スル罪	5	6	6	17	1	1	2
官ノ文書ヲ偽造スル罪	9	10	10	29	1	1	2
私印私書ヲ偽造スル罪	3	3	3	9	1	1	2
計	26	33	33	92	10	10	20

罪ノ職瀆吏官	罪ノ職瀆吏官 官吏人民ニ對スル罪 官吏財産ニ對スル罪	計	謀殺		故殺		同未遂		同未遂		創傷ノ罪		擯ニ人ヲ監禁制縛シ毆打拷責シ因テ死ニ致ス		幼者ヲ遺棄スル罪		幼者ヲ零取誘拐スル罪		姦淫ノ罪		
			謀殺	故殺	同未遂	同未遂	創傷ノ罪	擯ニ人ヲ監禁制縛シ毆打拷責シ因テ死ニ致ス	幼者ヲ遺棄スル罪	幼者ヲ零取誘拐スル罪	姦淫ノ罪										
死刑			20	6	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
無期			24	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有期			16	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
懲役			7	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
輕			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
重			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
禁錮			3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
輕			5	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
重			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
罰金			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
拘留			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
棒鎖			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
者			3	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計			70	73	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十六年			70	73	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十七年			149	149	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
管轄			2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
無罪			2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
免訴			2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
全免			3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
消滅			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
減刑			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
留置			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合			82	77	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十六年			82	77	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十七年			169	169	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

後備軍召集中逃亡	計	強盜ノ罪		強盜人ヲ殺傷ス		強盜婦女ヲ強姦ス		詐欺取財ノ罪		贓物ニ關スル罪		放火ノ罪		決水ノ罪		船舶ヲ覆没スル罪	
		強盜	強盜ノ罪	強盜人ヲ殺傷ス	強盜婦女ヲ強姦ス	詐欺取財ノ罪	贓物ニ關スル罪	放火ノ罪	決水ノ罪	船舶ヲ覆没スル罪							
死刑		10	4	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
無期		4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有期		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
懲役		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
輕		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
重		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
禁錮		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
輕		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
重		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
罰金		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
拘留		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
棒鎖		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
者		15	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計		17	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十六年		17	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十七年		553	553	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

罪狀	十六年		十七年		總計
	內合	計	內合	計	
	女男	女男	女男	女男	
死刑	七二	九四	七九	五八	七〇〇
徒無期	六二	九二	七九	五〇	六八六
徒有期	一〇	二二	一七	三三	一四
懲役	九	二〇	一〇	二〇	七〇〇
禁錮	三	三	四	四	九
罰金	五	五	七	七	一三三
拘留	二	二	七	七	一三三
保釋	四	四	一三	二七	四二
管轄	一	一	八	八	一三三
違背	一	一	三	三	一三三
無罪免訴	二	二	一	一	一三三
全免消滅	一	一	一	一	一三三
場留	一	一	一	一	一三三
總計	一〇	一〇	一〇	一〇	一三三

全免、棒鎖ノ各欄ハ明治十四年以前ノ犯罪ニシテ新舊法ヲ比照シ輕キ舊法ニ從ヒ言渡ヲ爲シタル者ヲ記入ス輕罪ノ全免、棒鎖及ビ減等無科ノ各欄モ之ニ同ジ

重禁錮ノ欄ハ徒刑懲役ヲ減シテ禁錮トナリタル者及ビ新舊法ヲ比照シ輕キ舊法ニ從ヒ言渡ヲ爲シタル内懲役五年以下十一日以上ニ及ブ者ヲ合記ス其禁獄ニ處シタル者ハ輕禁錮ノ欄ニ記ス

罰金ノ欄ハ新舊法ヲ比照シ輕キ舊法ニ從ヒ贖罪收贖ニ處シタル者ヲ記ス

罪狀ノ中其他ノ放火トハ廢屋及ビ柴草等ヲ貯フル屋舎又ハ山林ノ竹木田野ノ穀麥露積シタル竹木等ヲ燒燬セシ者ナリ

明治十七年貨幣偽造ノ内ニ朝鮮國通用ノ銅貨ヲ偽造シ輕懲役ニ處セラレシ者一人重禁錮ニ處セラレシ者一人アリ右ハ明治九年第二百二十七號布告朝鮮國修好條規附錄第七款第二項ニ依テ處分セシ者ナリ

尊屬ノ親ヲ殺ス者及ビ其未遂犯罪ノ者ニ就キ其内譯ヲ掲グレバ左ノ如シ

謀故殺	同未遂		毒殺	同未遂		毆打致死	合計	
	十六年	十七年		十六年	十七年		十六年	十七年
父	四	一	二	一	一	九	一	
母	一	一	一	一	一	二	一	
養父母	七	一	一	一	一	九	二	

懲治場留置人員ハ免訴ノ者ナリ故ニ上欄免訴ニ此人員ヲ加ヘタル者即チ免訴ノ總數ナリ以下諸表ニ懲治場留置ノ人員アルハ皆之ニ同シ

總計	養祖母		繼父母		外祖母及叔父	
	十六年	十七年	十六年	十七年	十六年	十七年
一四	二	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一

關席裁判重罪被告人罪狀及言渡區分

明治十六年

罪	狀	死刑		徒無期		徒有期		懲役		禁錮		罰金		拘留		管轄		無罪免訴		棄却消滅		合計	
		十六年	十七年	十六年	十七年	十六年	十七年	十六年	十七年														
謀殺	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
故殺	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
毆打創傷	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
毆打創傷死	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
毆打創傷	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官吏財產ニ對スル罪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
貨幣ヲ偽造スル罪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官印ヲ偽造スル罪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官ノ文書ヲ偽造スル罪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
私書ヲ偽造スル罪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
總計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一